

藤沢市手数料条例の一部改正について
藤沢市手数料条例の一部を次のように改正する。

2014年（平成26年）9月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市手数料条例の一部を改正する条例

藤沢市手数料条例（平成12年藤沢市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第5の17の表中「薬事法（）」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（）」に、「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、同表2の項中「第4条第2項」を「第4条第4項」に改め、同表4の項及び6の項中「第80条第4項」を「第80条第8項」に改め、同表11の項及び12の項中「賃貸業」を「貸与業」に改め、同表18の項中「薬局開設、」を削り、「賃貸業」を「貸与業」に改め、同項を同表20の項とし、同表17の項中「薬局開設、」を削り、「賃貸業」を「貸与業」に改め、同項を同表19の項とし、同表中13の項から16の項までを2項ずつ繰り下げ、12の項の次に次のように加える。

13	令第1条の5第1項の規定による薬局開設の許可証の書換え交付	1件	2,000円
14	令第1条の6第1項の規定による薬局開設の許可証の再交付	1件	2,900円

附 則

この条例は、平成26年11月25日から施行する。ただし、別表第5の17の表2の項の改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、条例中において引用している薬事法等が改正されたことに伴い所要の改正をする等の必要による。